

# 日本小学生バレーボール連盟役員選考委員会規程

1. この規程は、日本小学生バレーボール連盟（以下、日小連）規約第5章の規定に基づき設置する。役員選考委員会は、理事会及び評議員会に推薦し承認後、直ちに解散をする。
2. 日小連の役員等の推薦は、規約に定めるもののほかこの規程による。

## （業 務）

第1条 役員選考委員会（以下、選考委員会）は、会長又は理事長の諮問に応じてその内容を審議し、答申することを業務とする。

## （構 成 員）

第2条 選考委員会は、評議員から地域性を考慮して3名、理事から4名及び総務委員長と事務局から1名の合計9名とし、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

## （役 職）

第3条 選考委員会に、委員長及び副委員長を置く。

## （選出方法）

第4条 委員長及び副委員長は、構成員の互選により選出する。

## （任 務）

第5条 委員長は、選考委員会を代表し統括する。

2 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 選考する候補者は、規約第5章に基づき会長1名、副会長若干名、監事2名及び理事25名以内とする。会長、副会長も25名の定数以内とする。また、第1回の委員会において会長及び理事長は、事業及び組織の継続性と運営について選考委員会に説明することができる。

4 理事は、ブロック選出理事9名及び会長、副会長を含む学経理事若干名とし、その総数は25名以内とする。

## （会議の招集及び議長）

第6条 選考委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 選考委員会は、役員及びその他の関係者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

## （議 決）

第7条 選考委員会の議決は、構成員の3分の2以上の者が出席し、その3分の2以上の賛成をもって可決とする。書面で評決する事もできる。

## （通 知）

第8条 委員長は、諮問者に対し、審議の結果を書面でもって通知する。

## （規程の改正）

第9条 この規程の改正は、理事会において出席理事の3分の2以上の賛成によるものとする。

## （推 薦）

第10条 選考委員会は、会長及び理事長と共に理事会及び評議員会で役員を推薦をする。

## 附 則

この規程は、平成17年3月13日制定

この規程は、平成26年3月21日改正

この規程は、平成30年5月27日改正